

ネーミングライツパートナーの募集について

1 趣旨

ネーミングライツとは、公共施設に愛称を命名する権利のことをいいます。大崎市では、ネーミングライツを民間事業者に付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者（ネーミングライツパートナー）から対価を得て、施設の運営維持やサービス向上を図るネーミングライツ事業を実施しています。

昨年度は市で施設を特定し、応募いただく「特定募集型」を実施いたしました。本年度は「特定募集型」と、民間事業者等が施設を選定し愛称を命名する「提案募集型」を実施します。

2 対象施設及び最低募集金額

・「特定募集型」につきましては、大崎市が選定した以下の施設についてネーミングライツパートナーを募集します。

	施設名	住 所	最低募集金額 (税込)
1	化女沼古代の里	大崎市古川川熊字長者原 1 1 番 7 5 外	年間 8 0 万円
2	荒雄公園	大崎市古川福沼一丁目 2 番 1 外	年間 2 0 万円
3	大崎市田尻総合体育館	大崎市田尻沼部字早稲田 4 2 番地	年間 1 0 0 万円
4	大崎市田尻文化センター	大崎市田尻沼部字富岡 1 6 6 番地	年間 2 0 万円

・「提案募集型」につきましては、最低募集金額を年間 2 0 万円（税込）に設定し、募集いたします。

3 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

3 年とします。

4 愛称の条件

公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとします。

5 応募期間

提案募集型 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

特定募集型 令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）まで

6 応募方法

申込書に必要書類を添付し、大崎市財政課まで提出してください。提出方法は持参、郵送、又は電子メールです。

7 問合せ先

大崎市総務部財政課 管財担当

電話：０２２９－２３－５１７７（直通）

E-mail: zaisei@city.osaki.miyagi.jp